

第32回 いなべ市農業委員会 議事録

開催日 令和元年7月10日
場 所 シビックコア 第2会議室

委員の出欠状況

1番	堀田 清代次	出	2番	二宮 義隆	出	3番	伊藤 隼人	出
4番	長崎 行雄	出	5番	藤田 克己	出	6番	小林 孝則	出
7番	佐藤 昌生	出	8番	三輪 正秀	出	9番	藤田 義昭	出
10番	二之湯 和彦	出	11番	川井 角司	欠	12番	伊藤 和雄	出
13番	日紫喜 幸久	出	14番	近藤 隆雄	出	15番	森 喜九郎	出

開 会 時 刻 午前 9時00分
閉 会 時 刻 午前 9時45分
配 布 物 三重用水だより

<p>1 開会の辞 事務局長 (杉本 剛)</p>	<p>ただいまから、第32回いなべ市農業委員会を開催させていただきます。</p> <p>本日の出席者は14名です。それでは、よろしくお願いいたします。</p>
<p>2 会長挨拶 会長 (伊藤和雄)</p>	<p>お忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。</p> <p>それでは、第32回いなべ市農業委員会を始めさせていただきますと思いますので、よろしくお願いいたします。</p>
<p>3 開会の宣言 議長 (伊藤和雄)</p>	<p>それでは、開催させていただきたいと思います。いなべ市農業委員会総会規則第5条に基づき、議長を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>ただ今出席委員は14名でございます。定足数に達しておりますので、第32回いなべ市農業委員会を開会いたします。</p>
<p>4 議事日程 (日程第1) 議長</p>	<p>日程第1 本日の議事録署名委員につきましては、いなべ市農業委員会総会規則第6条第2項の規定に基づき、私が定めることとなっておりますので、本日の議事録署名委員に10番議席 二之湯委員、13番議席 日紫喜委員のお二人を指名させていただきますので、よろしくお願いいたします。</p>
<p>(日程第2) 議長</p>	<p>それでは、日程第2 報告第55号「農地法第18条第6項の規定による通知書について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。</p>

事務局	<p>報告第55号「農地法第18条第6項の規定による通知書について」次のとおり、農地法第18条第1項第2号に基づき合意解約され、同条第6項の規定による通知があったので報告する。令和元年7月10日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤和雄。</p> <p>原則、農地の賃貸借契約の解除については、農地法により知事の許可を受けなければなりません。しかし、合意による解約でその旨が書類により明らかにされている場合は許可を必要とせず、これらの行為をしたものは農業委員会にその旨を通知しなければならないと規定されています。今回の案件は、1件、2筆、総面積3,998㎡であることを報告します。</p>
議長	<p>日程第2については、合意解約による通知を受けたものに関するものです。</p> <p>報告事項について質問等がありましたらお願いします。</p>
議長	<p>質問がなければ次に進みます。</p>
(日程第3,4) 議長	<p>日程第3 議案第177号「農用地利用集積計画の決定について(利用権設定)」及び日程第4 議案第178号「農用地利用集積計画の決定について(所有権移転)」を議題といたします。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第177号「農用地利用集積計画の決定について(利用権設定)」次のとおり、いなべ市長から農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画が提出されたので、議決を求めます。令和元年7月10日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤和雄。</p> <p>市が農用地利用集積計画を定めるときは、農業経営基盤強化促進法第18条第1項により、農業委員会の決定を経て、市が定めることとなっております。</p> <p>今回は農地中間管理事業にともなう農用地利用集積計画の決定です。議案書のとおり利用権の設定計画が提出されたのでお図りをします。</p> <p>総件数2件、3筆、総面積5,486㎡となっておりますのでよろしくお願いします。</p>
事務局	<p>続きまして、議案第178号「農用地利用集積計画の決定について」</p>

	<p>て（所有権移転）」次のとおり、いなべ市長から農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画が提出されたので、議決を求める。令和元年7月10日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤和雄。</p> <p>所有権移転につきましても、市が農地利用集積計画を定めるときは、農業経営基盤強化促進法第18条第1項により、農業委員会の決定を経て、市が定めることとなっております。今回は公益財団法人三重県農林水産支援センターが実施する農地売買等事業に関する所有権移転1件2筆3,293㎡となっております。</p> <p>農地売買等事業とは、担い手農業者等の規模拡大を図ることにより、経営安定化を目指すための事業です。売り手にも、買い手にもメリットがある事業です。</p>
議長	<p>事務局の説明は終わりました。</p> <p>この案件は、公益財団法人三重県農林水産支援センターが実施する農地中間管理事業です。</p> <p>この案件について何か質問はありますか。</p>
議長	<p>特に無いようですので、議案第177号「農用地利用集積計画の決定について（利用権設定）」を採決いたします。</p> <p>本利用集積計画を決定することに賛成委員の挙手を求めます。</p>
議長	<p>全委員挙手であります。</p> <p>よって本計画は原案どおり決定することといたします。</p>
議長	<p>続きまして、議案第178号「農用地利用集積計画の決定について（所有権移転）」を採決いたします。</p> <p>本利用集積計画を決定することに賛成委員の挙手を求めます。</p>
議長	<p>全委員挙手であります。</p> <p>よって本計画は原案どおり決定することといたします。</p>
(日程第5,6) 議長	<p>続きまして、日程第5、第6 議案第179号「農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）」及び 議案第180号「農地法第3条の規定による許可申請について（貸借権等設定）」を議題といたします。事務局の説明を求めます。</p>

事務局

議案第179号「農地法第3条の規定による許可申請について(所有権移転)」次のとおり、農地法第3条の規定による許可申請(所有権移転)があったので議決を求める。令和元年7月10日提出
いなべ市農業委員会会長 伊藤和雄。

今回の申請は、6件 7筆、総面積5,519㎡です。

<議案書パワーポイントに基づき明細を説明>

<13番案件>の申請地は、北勢町其原地内の畑です。

譲受人である北勢町其原の■■■■が、北勢町其原の■■■■の所有する議案書に記載の1筆、95㎡を売買により譲り受ける申請です。

<14番案件>の申請地は、大安町鍋坂地内の田、畑です。

譲受人である大安町鍋坂の■■■■が、大安町鍋坂の■■■■の所有する議案書に記載の2筆、1,128㎡を贈与により譲り受ける申請です。

譲受人の耕作面積と取得面積の合計が3,000㎡未満ですが、議案第180号の農地法第3条(貸借権等設定)の2番案件と合わせて、3,000㎡以上になります。

<15番案件>の申請地は、藤原町上之山田地内の畑です。

譲受人である藤原町上之山田の■■■■が、桑名市の■■■■が所有する議案書に記載の1筆、439㎡を売買により譲り受ける申請です。

<16番案件>の申請地は、大安町大井田地内の田です。

譲受人である大安町大井田の■■■■が、四日市市の■■■■が所有する議案書に記載の1筆、2,499㎡を売買により譲り受ける申請です。

<17番案件>の申請地は、大安町鍋坂地内の畑です。

譲受人である大安町鍋坂の■■■■が、大安町鍋坂の■■■■の所有する議案書に記載の1筆、991㎡の内520㎡を贈与により譲り受ける申請です。

991㎡の内残り471㎡は既に住宅が建っており、議案第182号の5条申請をされていますので、同時許可となります

譲受人の耕作面積については、14番案件で説明させていただいたとおりです。

<18番案件>の申請地は、員弁町坂東新田地内の畑です。

譲受人である員弁町坂東新田の■■■■が、京都市の■■■■が所有する議案書に記載の1筆、838㎡を売買により譲り受ける申請です。

	<p>事務局 続きまして、議案第180号「農地法第3条の規定による許可申請について（貸借権等設定）」次のとおり、農地法第3条の規定による許可申請（貸借権等設定）があったので議決を求める。令和元年7月10日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤和雄。</p> <p>今回の申請は、1件 1筆、総面積1,916㎡です。</p> <p><議案書パワーポイントに基づき明細を説明></p> <p><2番案件>の申請地は、大安町鍋坂地内の田です。</p> <p>借り人である大安町鍋坂の■■■■が、大安町鍋坂の■■■■が所有する議案書に記載の1筆、1,916㎡を使用貸借により借り受ける申請です。</p>
	<p>事務局 以上3条所有権移転6件と3条貸借権等設定1件につきまして、委員の確認書、現場確認及び書類審査の結果、法令要件を満たしていると判断されますので、ご審議をよろしく願います。</p>
	<p>議長 事務局の説明は終わりました。</p> <p>申請案件について何か質問はありますか。</p>
	<p>議長 特に無いようですので、議案第179号「農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）」について、案件17番は5条所有権移転の案件19番と同時許可、他の案件は原案どおり許可することに賛成委員の挙手を求めます。</p>
	<p>議長 全委員挙手であります。</p> <p>よって本申請は、許可することといたします。</p>
	<p>議長 続いて、議案第180号「農地法第3条の規定による許可申請について（貸借権等設定）」について採決いたします。</p> <p>原案どおり許可することに賛成委員の挙手を求めます。</p>
	<p>議長 全委員挙手であります。</p> <p>よって本申請は、許可することといたします。</p>
<p>(日程第7)</p>	<p>議長 続きまして、日程第7 議案第181号「農地法第4条の規定による許可申請に対する意見決定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。</p>

事務局	<p>議案第181号「農地法第4条の規定による許可申請に対する意見決定について」次のとおり、農地法第4条の規定による許可申請があったので意見を求める。令和元年7月10日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤和雄。</p> <p>今回の申請は、2件、2筆で951㎡です。</p> <p><議案書パワーポイントに基づき明細を説明></p> <p><6番案件>は、員弁町大泉新田地内の畑です。</p> <p>農地区分は2種農地です。</p> <p>申請人である員弁町大泉新田の[]が所有する議案書に記載の1筆、277㎡を太陽光発電施設へ転用したい旨の計画です。</p> <p>工事計画については、土地造成は整地のみ、取水は行わず、雨水は自然浸透です。</p> <p><7番案件>は、大安町石樽東地内の田です。農地区分は農用地です。</p> <p>申請人である大安町石樽東の[]が所有する議案書に記載の1筆、1,294㎡の内674㎡を農業用倉庫（乾燥施設）へ転用したい旨の計画です。工事計画については、土地造成は整地のみ、取水は行わず、雨水は自然浸透です。</p> <p>農用地ですが、農業用の施設ですので例外的に許可されます。</p> <p>以上2件につきまして、委員の確認書及び書類審査の結果、法令要件を満たしていると判断され、転用はやむを得ないものと考えられますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>事務局の説明は終わりました。</p> <p>この案件につきましては、7月3日に副会長が現地調査委員長となり、私と藤田克己委員が現地調査を行なっております。現地調査委員長からその調査結果を報告させていただきます。</p>
現地調査委員長 (藤田義昭)	<p>議案第181号「農地法第4条の規定による許可申請に対する意見決定について」2件を現地調査した結果、特に問題となる事項は確認されませんでしたので報告します。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>何か質問はありますか。</p>
議長	<p>特に無いようですので、議案第181号「農地法第4条の規定による許可申請に対する意見決定について」の採決を行います。</p>

	<p>議長 本申請を県に送付するにあたり、委員会が特に付すべき意見は、「なし」とすることに賛成委員の挙手を求めます。</p>
	<p>議長 全委員挙手であります。 よって当委員会の意見は「なし」と決定しました。</p>
(日程8,9)	<p>議長 続きまして、日程第8 議案第182号「農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について(所有権移転)」及び日程第9 議案第183号「農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について(貸借権等設定)」を議題といたします。事務局の説明を求めます。</p>
	<p>事務局 議案第182号「農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について(所有権移転)」次のとおり、農地法第5条の規定による許可申請(所有権移転)があったので意見を求める。令和元年7月10日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤和雄。 今回の申請は、11件、23筆で総面積9,154.98㎡です。 〈議案書パワーポイントに基づき明細を説明〉 〈17番案件〉は、北勢町塩崎地内の畑です。農地区分は第2種農地です。 譲受人である愛知県あま市の■■■■が、北勢町塩崎の■■■■が所有する議案書に記載の2筆、680㎡を太陽光発電施設へ転用したい旨の計画です。 工事計画については、土地造成は整地のみ、取水は行わず、雨水は自然浸透です。 〈18番案件〉は、北勢町川原地内の畑です。農地区分は第2種農地です。 譲受人である大阪市の■■■■が、北勢町川原の■■■■が所有する議案書に記載の2筆、795㎡を太陽光発電施設へ転用したい旨の計画です。 工事計画については、土地造成は整地のみ、取水は行わず、雨水は自然浸透です。 〈19番案件〉は、大安町鍋坂地内の畑で、先ほど3条所有権移転の17番案件で説明させていただいた残りの部分で、農地区分は第2種農地です。既に個人住宅が建っておりますので、始末書が添付されております。 譲受人である大安町鍋坂の■■■■が、大安町鍋坂の■■■■が</p>

が所有する議案書に記載の1筆、991㎡の内471㎡を宅地へ転用したい旨の計画です。

<20番案件>は、先月、太陽光発電施設への転用で審議いただいた件の、進入路部分です。大安町南金井地内の田です。農地区分は第2種農地です。

譲受人である大阪市の[]が、大安町南金井の[]が所有する議案書に記載の1筆、44㎡を太陽光発電施設への進入路へ転用したい旨の計画です。

工事計画については、土地造成は行いません。

<21番案件>は、北勢町阿下喜地内の畑です。農地区分は第2種農地です。

譲受人である北勢町阿下喜の[]が、北勢町東貝野の[]が所有する議案書に記載の1筆、1,358㎡を資材置場へ転用したい旨の計画です。

工事計画については、土地造成は整地のみ、取水は行わず、雨水は自然浸透です。

<22番案件>は、大安町宇賀新田地内の畑です。農地区分は第2種農地です。

譲受人である大安町宇賀新田の[]が、大安町宇賀新田の[]が所有する議案書に記載の1筆、495㎡を店舗用地・駐車場へ転用したい旨の計画です。

工事計画については、土地造成は整地のみ、取水は上水道、汚水排水は下水道、雨水排水は既設道路側溝へ放流です。

<23番案件>は、大安町石樽北地内の田です。農地区分は第2種農地です。

譲受人である岐阜県羽島市の[]が、大安町石樽北の[]が所有する議案書に記載の7筆、1,318.98㎡を太陽光発電施設へ転用したい旨の計画です。

工事計画については、土地造成は整地のみ、取水は行わず、雨水は自然浸透です。

<24番案件>は、北勢町新町地内の田です。農地区分は第2種農地です。

譲受人である犬山市の[]が、北勢町新町の[]が所有する議案書に記載の3筆、1,174㎡を太陽光発電施設へ転用したい旨の計画です。

工事計画については、土地造成は整地のみ、取水は行わず、雨水は自然浸透です。

<p>事務局</p>	<p>< 25 番案件 > は、北勢町新町地内の畑です。農地区分は第 2 種農地です。</p> <p>譲受人である名古屋市の [] が、北勢町新町の [] が所有する議案書に記載の 1 筆、800 m² を太陽光発電施設へ転用したい旨の計画です。</p> <p>工事計画については、土地造成は行わず、取水も行わず、雨水は自然浸透です。</p> <p>< 26 番案件 > は、北勢町新町地内の畑です。農地区分は第 2 種農地です。</p> <p>譲受人である名古屋市の [] が、北勢町新町の [] が所有する議案書に記載の 2 筆、1,206 m² を太陽光発電施設へ転用したい旨の計画です。</p> <p>工事計画については、土地造成は行わず、取水も行わず、雨水は自然浸透です。</p> <p>< 27 番案件 > は、北勢町新町地内の畑です。農地区分は第 2 種農地です。</p> <p>譲受人である名古屋市の [] が、北勢町新町の [] が所有する議案書に記載の 2 筆、813 m² を太陽光発電施設へ転用したい旨の計画です。</p> <p>工事計画については、土地造成は行わず、取水も行わず、雨水は自然浸透です。</p>
<p>事務局</p>	<p>続きまして、議案第 183 号「農地法第 5 条の規定による許可申請に対する意見決定について（貸借権等設定）」次のとおり、農地法第 5 条の規定による許可申請（貸借権等設定）があったので意見を求める。令和元年 7 月 10 日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤和雄。</p> <p>今回の 5 条貸借権等設定の申請は、2 件 2 筆で 28,684.94 m² です。</p> <p>< 議案書パワーポイントに基づき明細を説明 ></p> <p>< 6 番案件 > については、大安町宇賀地内の台帳地目山林、現況が畑です。農地区分は第 2 種農地です。</p> <p>借り人である碧南市の [] が新城市の [] が所有する議案書に記載の 1 筆、52,502 m² の内 28,220.94 m² を借りて、太陽光発電施設へ転用したい旨の計画です。</p> <p>工事計画については、土地造成は整地のみ、取水は行わず、雨水</p>

	<p>は既存利用の北側ため池へ放流です。</p> <p>< 7 番案件 >については、北勢町東村地内の畑です。農地区分は第 1 種農地です。</p> <p>賃借人である川越町の [] が北勢町東村の [] の所有する議案書に記載の 1 筆、4 6 4 m²を借りて、個人住宅へ転用したい旨の計画です。</p> <p>工事計画については、土地造成は整地のみ、境界はコンクリートブロック又はコンクリート擁壁により囲み土砂及び雨水の流出を防止します。取水は上水道、汚水生活排水は下水道を利用し、雨水排水は、既設道路側溝へ放流又は自然浸透です。1 種農地ですが、集落に接続する住宅ですので例外的に許可されます。</p> <p>以上 5 条所有権移転 1 1 件と、5 条貸借権等設定 2 件につきまして、委員の確認書及び書類審査の結果、法令要件を満たしていると判断され、転用はやむを得ないものと考えられますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
議長	<p>事務局の説明は終わりました。</p> <p>この案件につきましても、現地調査を行っております。現地調査委員長からその調査結果を報告させていただきます。</p>
現地調査委員長	<p>議案第 1 8 2 号「農地法第 5 条の規定による許可申請に対する意見決定について（所有権移転）」1 1 件及び議案第 1 8 3 号「農地法第 5 条の規定による許可申請に対する意見決定について（貸借権等設定）」2 件を現地調査した結果、特に問題となる事項は確認されませんでしたので報告します。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>何か質問はありますか。</p>
議長	<p>特に無いようですので、議案第 1 8 2 号「農地法第 5 条の規定による許可申請に対する意見決定について（所有権移転）」の採決を行います。</p> <p>本申請を県に送付するにあたり、委員会が特に付すべき意見は、「なし」とすることに賛成委員の挙手を求めます。</p>
議長	<p>全委員挙手であります。</p> <p>よって当委員会の意見は「なし」と決定しました。</p>

	<p>議長 続きまして、議案第183号「農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について（貸借権等設定）」について採決を行います。</p> <p>本申請を県に送付するにあたり、委員会が特に付すべき意見は、「なし」とすることに賛成委員の挙手を求めます。</p>
	<p>議長 全委員挙手であります。</p> <p>よって当委員会の意見は「なし」と決定しました。</p>
(日程第10)	<p>議長 続きまして、日程第10 議案第184号「非農地証明願いについて」を議題といたします。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第184号「非農地証明願いについて」次のとおり、非農地証明願いがあったので議決を求める。令和元年7月10日提出いなべ市農業委員会会長 伊藤和雄。</p> <p>今回の証明願いは2件、2筆で総面積393㎡です。</p> <p><8番案件>の申請地は、大安町梅戸地内の台帳地目、田です。願出者は大安町南金井の■■■■で、昭和31年から物置に転用し、現在に至っております。</p> <p><9番案件>の申請地は、藤原町篠立地内の台帳地目、田です。願出者は藤原町篠立の■■■■で、昭和52年以前から宅地に転用し、現在に至っております。</p> <p>以上2件につきまして、現場確認及び空中写真等の書類審査の結果、証明基準を満たしていると判断されますので、よろしく願いします。</p>
	<p>議長 事務局の説明は終わりました。</p> <p>非農地証明につきましては、無断転用後20年経過した土地についての証明です。事務局において20年前の空中写真を元に該当する土地について提案をさせていただいております。</p> <p>何か質問はありますか。</p>
	<p>議長 特に何もなければ、これより議案第184号「非農地証明願いについて」を採決いたします。願いどおり証明することについて賛成委員の挙手を求めます。</p>
	<p>議長 挙手全員であります。</p>

	議長	よって案件については願いどおり証明することに決定いたしました。
5 その他	議長	議事につきましては以上です。 その他に入ります。委員さんから何かありますか。 事務局から何かありますか。
	事務局	本日、三重用水だよりをお配りいたしましたので、また一読をお願いいたします。
	議長	今回は8月1日午前9時から現地調査を実施します。副会長と小林委員は出席をお願いします。8月8日に委員会となりますのでよろしくをお願いします。
6 閉会の宣言	議長	他にないようですので、これもちまして第32回いなべ市農業委員会を閉会いたします。
【午前9時45分閉会】		

会議の経過を記載して、相違ないことを証するため署名する。

令和元年 月 日
いなべ市農業委員会
会長 伊藤 和雄

議事録署名者

議事録署名者